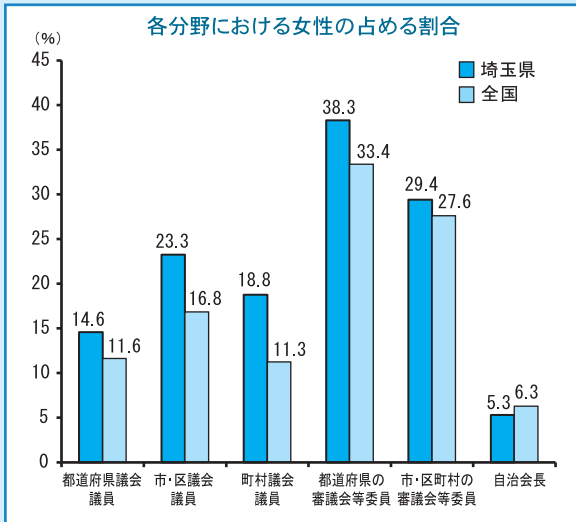


埼玉県の現状

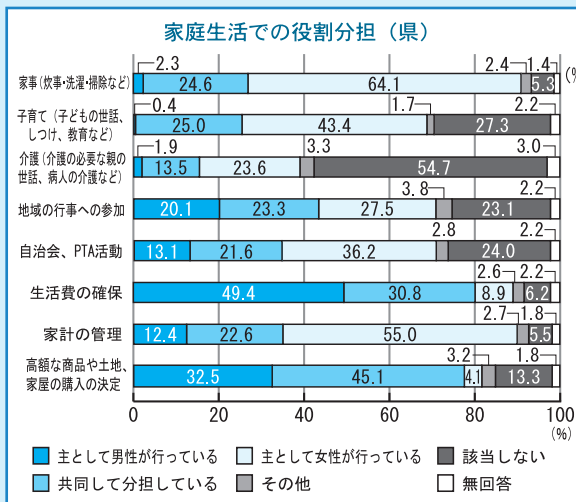
女性の政策決定への参画状況



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和3年度）

都道府県議会議員、市・区議会議員、町村議会議員、都道府県の審議会等委員、市・区町村の審議会等委員は全国の割合より高くなっています。

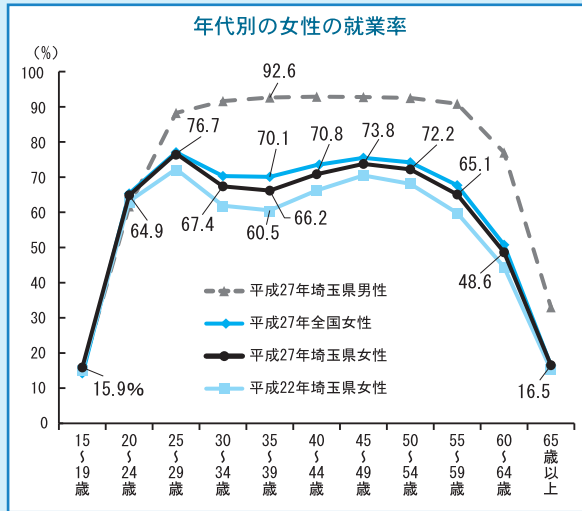
家庭生活での役割分担



資料：県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

家庭の役割分担の状況について、特に「家事」「家計の管理」「子育て」で主として女性が行っている割合が高くなっています。一方、「生活費の確保」は主として男性が行っている割合が高い状況にあります。

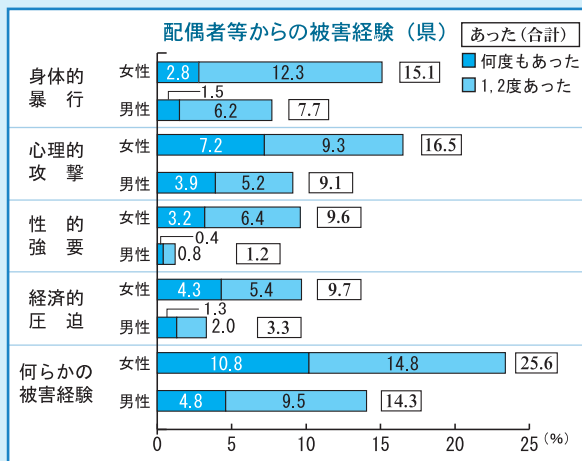
女性の就業の状況



資料：総務省「国勢調査」より作成

埼玉県の女性の就業率を年代別にみると、出産、子育て期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブを描いています。M字の底は、全国と比べ低い状況にあります。

配偶者等からの暴力の被害経験



資料：県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

配偶者等から受けた暴力では心理的攻撃が最も多くなっています。配偶者等から被害を受けた経験がある女性は約4人に1人となっています。また、すべての行為において、被害を経験した人の割合は、女性が男性を上回っています。

推進体制

（1）総合的な推進体制

- ・庁内推進体制による全庁的な推進
- ・男女共同参画審議会の意見の反映
- ・男女共同参画苦情処理制度の定着と充実

（2）男女共同参画推進センター（With You さいたま）による男女共同参画の推進

With You さいたまの概要

埼玉県の男女共同参画社会づくりの総合拠点施設として、6つの柱を中心とした様々な取組を実施しています。

① 講演・研修「学びたい」

男女共同参画への理解を深める講座・イベントの実施

② 相談「自分自身のことを考えたい」

人間関係、家族、夫婦、DVなどの悩みに対応

③ 女性のチャレンジ支援「働きたい」「自立したい」

女性の就業・自立を支援

④ 自主活動・交流支援「出会いたい」「つながりたい」

活動の支援や発表の場の提供

⑤ 情報収集・提供「知りたい」

ライブラリーやホームページ・SNSを通じての情報収集・提供

⑥ 調査・研究「調べて生かす」

男女共同参画を推進するための調査・研究



JR さいたま新都心駅から徒歩5分
JR 北与野駅から徒歩6分
さいたま市中央区新都心2-2
TEL 048-601-3111

With You さいたま [検索](#)

（3）市町村の推進体制の整備への支援と市町村との連携

（4）国・県民・事業者・民間団体との連携

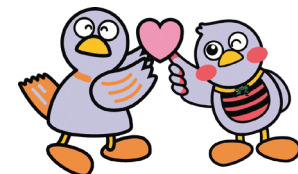
（5）計画推進の基盤となる調査研究の実施と計画の進行管理

【問合せ】 埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-2921 FAX 048-830-4755

Email: a2250@pref.saitama.lg.jp



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和4年度～令和8年度

埼玉県男女共同参画基本計画

概要版



計画の目標 男女共同参画社会の実現

～ 人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ ～

彩の国  埼玉県

計画の位置づけ

- （1）男女共同参画社会基本法第14条及び埼玉県男女共同参画推進条例第12条に基づき、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- （2）女性活躍推進法第6条第1項に規定する県の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画です。
なお、計画の「目指す姿Ⅱ」に係る部分について、女性活躍推進法第6条第1項に基づく「都道府県推進計画」として、位置付けます。
- （3）男女共同参画をめぐる国連の動向や国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、本県の総合計画である埼玉県5か年計画との整合を図り、県の部門別計画として策定する計画です。
- （4）県民からの意見や男女共同参画審議会からの答申を受け、県民、事業者、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

計画を推進するための基本的な視点

計画の目標である男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進するための4つの基本的な視点を設定します。

- （1）あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- （2）男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる
- （3）男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- （4）SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進に貢献する

埼玉県男女共同参画推進条例

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、全国に先駆けて平成12年3月に制定されました。

条例の基本理念は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度や慣行についての配慮」、「政策や方針の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と社会生活における活動の両立」、「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」、「国際的協力」の6つです。

条文は、ホームページ等を御参照ください。

埼玉県 男女共同参画推進条例

[検索](#)

目指す姿Ⅰ

あらゆる分野における男女共同参画

基本目標Ⅰ-1

政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

<施策の基本的な方向>
(1) 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
(2) 市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
(3) 積極的格差是正措置の具体化の促進
(4) 女性の人材発掘・育成・活躍の促進

推進指標

●審議会などの委員に占める女性の割合
現状値 39.2% (令和2年度) → 目標値 42.0% (令和8年度)

●委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合
現状値 56.1% (令和2年度) → 目標値 75.0% (令和8年度)

基本目標Ⅰ-2

家庭と地域活動への男性の参画拡大

<施策の基本的な方向>
(1) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進
(2) 家庭と仕事・地域活動の両立の促進
(3) 子育ての社会的支援
(4) 介護の社会的支援

推進指標

●男性県職員の育児休業取得率
現状値 38.5% (令和2年度) → 目標値 50.0% (令和7年度)

●地域社会活動に参加している県民の割合
現状値 34.2% (令和2年度) → 目標値 41.5% (令和8年度)

●保育所等待機児童数
現状値 388人 (令和3年4月1日) → 目標値 0人 (令和9年4月1日)

埼玉県荻野吟子賞

埼玉県では、本県出身で日本初の公認女性医師となった「荻野吟子（おぎのぎんこ）」にちなみ、吟子の不屈の精神を受け継ぎ、男女共同参画の推進に尽力する個人や団体、事業所に「埼玉県荻野吟子賞」を贈っています。
この表彰制度は、女性と男性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画することができる男女共同参画社会づくりを推進するとともに、埼玉の偉人である荻野吟子を顕彰するため、平成17年度から実施しています。
令和3年度に「さいたま輝き荻野吟子賞」から名称変更しました。



目指す姿Ⅱ

経済社会における女性活躍の拡大

基本目標Ⅱ-1

働く場における女性活躍の推進

<施策の基本的な方向>
(1) 女性の就業・復職・起業支援
(2) 女性の就業継続・キャリア形成支援
(3) 女性活躍に関する情報発信

推進指標

●女性（30～39歳）の就業率
現状値 71.6% (令和2年) → 目標値 75.1% (令和8年)

●女性（40～49歳）の就業率
現状値 76.3% (令和2年) → 目標値 79.2% (令和8年)

基本目標Ⅱ-2

男女ともに働きやすい職場環境づくり

<施策の基本的な方向>
(1) 多様な働き方の推進
(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止
(3) 様々な就業形態における就業環境の整備

推進指標

●多様な働き方実践企業の認定数
現状値 延べ 3,356社 (令和2年度) → 目標値 延べ 4,250社 (令和6年度)

●多様な働き方実践企業認定制度●

埼玉県では、女性も男性も仕事と子育てなどを両立できる環境づくりを推進するため、短時間勤務など多様な働き方を実践し、働き方改革に取り組んでいる企業を「多様な働き方実践企業」として認定しています。
3,000社を超える認定企業から、自分に合った働き方ができる企業を探すことができるサイト「Work Style Search in 埼玉」を開設しているので、是非こちらも御活用ください。



目指す姿Ⅲ

誰もが安全・安心に暮らせる社会

基本目標Ⅲ-1

女性に対するあらゆる暴力の根絶

<施策の基本的な方向>
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
(3) 性犯罪・性暴力への対策の推進
(4) 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
(5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
(6) ストーカー行為などへの対策の推進
(7) 人身取引対策の推進
(8) 売買春への対策の推進

配偶者暴力相談支援センター
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。

推進指標

●配偶者暴力相談支援センター設置市町村数
現状値 20市 (令和2年度) → 目標値 30市 (令和8年度)

●女性の安全・安心ネットワーク参加団体数
現状値 31団体 (令和2年度) → 目標値 100団体 (令和6年度)

基本目標Ⅲ-2

生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

<施策の基本的な方向>
(1) 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援
(2) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
(3) 障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援
(4) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

推進指標

●人権啓発事業の参加者数
目標値 180,000人 (令和4年度～令和8年度の累計)

基本目標Ⅲ-3

生涯を通じた男女の健康支援

<施策の基本的な方向>
(1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進
(2) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
(4) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
(5) 医療分野における女性の参画拡大
(6) スポーツ分野における男女共同参画の促進

健康寿命
65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間（要介護2以上になるまでの期間）。

推進指標

●健康寿命
男性 17.73年 (令和元年) → 18.50年 (令和8年)
女性 20.58年 (令和元年) → 21.28年 (令和8年)

基本目標Ⅲ-4

男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

<施策の基本的な方向>
(1) 防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大
(2) 防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進
(3) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

推進指標

●自主防災組織の組織率
現状値 91.4% (令和元年度) → 目標値 96.0% (令和8年度)

目指す姿Ⅳ

男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

基本目標Ⅳ-1

固定的性別役割分担意識や偏見の解消

<施策の基本的な方向>
(1) 固定的役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
(3) 男女共同参画の視点を取り込んだ企画立案及び実施の推進
(4) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
(5) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
(6) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

推進指標

●固定的な性別役割分担に同感しない人（全体）の割合
現状値 62.8% (令和2年度) → 目標値 70.0% (令和7年度)

基本目標Ⅳ-2

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

<施策の基本的な方向>
(1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
(3) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進

推進指標

●新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合
現状値 49.3% (令和2年度) → 目標値 100% (令和5年度)

人権感覚育成プログラム

人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が具体的な態度や行動につながる人権感覚の育成を図るための学習プログラムとして刊行されたもの。
自尊感情や生命尊重、共感と連帯感、コミュニケーション能力、参加・参画などの「人権感覚育成のための視点」に基づき、参加体験型学習や体験活動を組み入れ、実感を通して学ぶことができるものとなっている。